特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
10	子ども子育て支援関係事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

貝塚市は子ども子育て支援関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

大阪府貝塚市長

公表日

令和8年3月17日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども子育て支援関係事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法及び児童福祉法等の関連法等の規定に則り、以下の事務を行う。 1.保育所等関係事務①申請、届出事務　②支給認定事務　③入所審査、決定事務　④保育料決定、徴収、収納事務　⑤入所者管理事務　⑥給付費支給事務　⑦各報告事務 2.留守家庭児童会関係事務①申請、届出事務　②入所許可事務　③保育料決定、徴収、収納事務　④入所者管理事務 ※窓口や郵送での書類の受入以外に、サービス検索・電子申請機能での受領を行い、「申請管理システム」により、子ども・子育て支援システムへの連携を行う。
③システムの名称	子ども・子育て支援システム、中間サーバー、団体内総合宛名システム　住民記録システム、個人住民税システム、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム

2. 特定個人情報ファイル名
保育所の措置に関する情報、入園情報、保育料情報、留守家庭児童会情報、　住民基本台帳情報、市民税情報

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第9条第1項 別表第一（8、94の項） ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	＜別表第二における情報提供の根拠＞ ・該当なし ＜別表第二における情報照会の根拠＞	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	貝塚市子ども部子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	貝塚市畠中1-17-1　貝塚市子ども部子育て支援課

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	貝塚市畠中1-17-1　貝塚市子ども部子育て支援課

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない（入手） []接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　特に力を入れている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		**[　　]人手を介在させる作業はない**
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　特に力を入れている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、必ず複数人での確認を行った上で所属長の最終確認を経ることとしている。また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。	

9. 監査		
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　［　 ］ 内部監査　［　 ］ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　特に力を入れて行っている　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**［　 ］全項目評価又は重点項目評価を実施する**	
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策　］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	［　　特に力を入れている　　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	貝塚市側のシステムにおいては、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。また、アクセス権限の所持者は、離席時のログアウトを徹底しており、複数職員によるチェックも実施している。さらに、上記内容に加え、年に一度、業務プロセス全体について、目的外の入手が行われるリスクを軽減させるための仕組みを検討することとしている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「特に力を入れている」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月1日	Ⅰ　関連情報 4. 情報提供ネットワークシス	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）	事前	令和3年9月1日施行の法改正に伴うもの。
令和5年9月20日	Ⅰ-5-①　部署	健康子ども部保育こども園課	子ども部子育て支援課長	事後	
令和5年9月20日	Ⅰ-5-②　所属長の役職名	保育こども園課長	子育て支援課長	事後	
令和5年9月20日	Ⅰ-7　請求書	健康子ども部保育こども園課	子ども部子育て支援課長	事後	
令和5年9月20日	Ⅰ-7　連絡先	健康子ども部保育こども園課	子ども部子育て支援課長	事後	
令和8年10月30日	Ⅰ-1-②　事務の概要		※窓口や郵送での書類の受入以外に、サービス検索・電子申請機能での受領を行い、「申請	事後	申請管理システムへの対応
令和8年10月30日	Ⅰ-1-③　システムの名称		サービス検索・電子申請機能、申請管理システム	事後	申請管理システムへの対応